

平成 29 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 30 年 3 月 19 日（月）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 1 時 55 分 開会

【事務局（岩井）】 定刻前ではございますが、全員おそろいいただきましたので、ただいまから平成 29 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真等撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましても、マナーモードか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の田口から挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（田口部長）】 皆さんこんにちは。豊田市環境部長の田口と申します。司会からもありましたけれども、本日は、年度末のお忙しい中、平成 29 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の安全監視委員会は、JESCO 豊田事業所の早期処理の推進に欠かせない PCB 廃棄物の処理に係る東海地区広域協議会について、設立の趣旨や現在の取組内容などを安全監視委員会の場で報告いただいて、各位に知っていただき、今後の東海地区協議会と安全監視委員会がうまくリンクした活動となるきっかけにしていきたいと考えております。

JESCO 豊田事業所における PCB 廃棄物の処分期間まであと 4 年しかございません。早期処理の推進、そして豊田市民の安全・安心のために、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、この御出席の皆様の共通認識をつくり上げまして、確実な PCB 処理の推進をしていく場としていきたいと考えておりますので、本日も最後まで

よろしく願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

本日、環境省から環境再生・資源循環局企画官の奥山正樹様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局（奥山企画官）】 ただいま御紹介いただきました環境省環境再生・資源循環局で担当の企画官をしております奥山と申します。

本日は、皆様お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。委員の皆様方には、日ごろから PCB 廃棄物処理の推進、特にこの豊田事業の安全・確実な処理の推進につきまして、多大な御指導・御協力をいただいております。この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度の PCB 特別措置法の改正を受けまして、皆様も御承知のとおりですけれども、この地域における処分期間は、変圧器・コンデンサー等が平成 34 年 3 月末まで、北九州事業所で処理される安定器・汚染物等はそれより早い平成 33 年 3 月末までとなっております。それぞれの期日までに、各事業所の高濃度 PCB 廃棄物は JESCO に処分委託をしていただくことが、法律上の義務になったというところでございます。

全国で最も早く、今月末に期限が到来いたします北九州事業エリア、変圧器・コンデンサーについては、本日で残り 12 日ほどになりまして、自治体、地方環境事務所などの関係者が最後の個々の事業者の方に対する追い込みを行っている状況でございます。

この豊田事業エリアにおいても、そういった先行する地域の取り組みを参考にしながら、処理までに残された時間を十分意識して着実に取り組みを進めていかなければならないと考えております。

環境省としましても、この処分期間内の確実かつ適正な処分を推進するために、さまざまな関係者間の連携を強化するとともに、環境省自体の体制の充実や、必要な情報の提供など、自治体の皆様が行う調査への支援を進めております。

本日の委員会におきましては、環境省から先行する北九州事業エリアの取り組みの御紹介や、来年度の国、それから特にこの中部地方環境事務所の取り組みについて御説明をさせていただきたいと考えております。

引き続き委員の皆様のお指導をいただきながら、処理の安全性の確保を大前提にし

た上で、この PCB 廃棄物処理が一日でも早く確実に進められるように全力を尽くしていきたいと思っております。

本日は、皆様の活発な御議論をよろしくようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございました。

続きまして、本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部長の吉口様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【JESCO（吉口 PCB 処理事業部長）】 お世話になっております。JESCO PCB 処理事業部長の吉口でございます。

松田委員長を始め委員の皆様、豊田市、東海4県の関係自治体の皆様、環境省、関係者の皆様におかれましては、日ごろより豊田 PCB 処理事業所における PCB 廃棄物処理事業の推進につきまして御理解・御協力をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

本日は、弊社より豊田 PCB 廃棄物処理事業の状況報告といたしまして、何点か御説明させていただければと考えております。

この豊田施設での処理は、主要な処理対象でありますトランス類、コンデンサー類ともにおおむね順調に進んでいるところでございますが、まず受け入れと処理の直近の状況を、その前段階の機器登録の状況とともに御報告いたします。

続いて、29年度後半における排出源や環境モニタリングの状況、施設搬入までの収集運搬の状況などを御説明いたします。

また、施設の健全性の確保、稼働の安全性の確保ということで、中長期保全計画に基づき実施しました本年度の点検・整備等の状況、及びその結果を踏まえました次年度、30年度の主な設備保全項目等について御説明をさせていただきます。

そのほか、秋の作業部会や前回のこの委員会で御報告をしておりました2件のトラブルにつきまして、その後の原因究明と対応の状況を御報告申し上げます。

また、同じく前々回の委員会で御説明しましたポリ塩化ナフタレンを含みますトランス油の処理につきまして、処理試験を実施しまして、この豊田施設で問題なく処理できることが確認できましたので、試験の結果につきましても御報告をさせていただきます。

弊社の PCB 廃棄物処理事業は、最初に操業を開始しました北九州 PCB 処理事業所

でのトランス類、コンデンサー類等の処分期間が今月末まで、計画的処理完了期限が来年度末までとなっておりまして、最終の総ざらいと処理に全力をあげているところでございます。

この豊田 PCB 処理事業所におけるトランス類、コンデンサー類等の処理につきましても、終盤を迎えておりまして、弊社 JESCO としましては、一日でも早く安全かつ確実な処理が進みますよう、関係者の皆様の御指導のもと、さらなる努力をしております。

本日の御審議、よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、席次表が 1 枚ずつありまして、資料 1、「豊田 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況について」。それから資料 2、「PCB 廃棄物の処理に係る東海地区広域協議会について」の資料一式。それから資料 3、「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組について」の資料一式。これは資料 3 - 1 と 3 - 2 があります。それから資料 4、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」の資料一式。これは資料 4 - 1 と 4 - 2 があります。

そして参考資料としまして、「豊田 PCB 廃棄物処理施設における豊田市の掘り起こし調査及び処理の現況」が 1 枚。

そして、委員の皆様のみとなりますが、その他資料として、「平成 29 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録」を配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料等ございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

また、本日は A 委員、B 委員、C 委員が欠席されておりますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、半数以上の委員の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

では、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第 5 条により、委員長が務めることになっておりますので、進行をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 皆さんこんにちは。お忙しい中、またきょうは雨で足元がよくない中、

たくさんの皆様に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速、議事に入らせていただきます。

最初は、議題（１）「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCO からお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 皆さんこんにちは。豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。私のほうから資料 1 について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料 1 のまず 1 ページ目でございます。PCB 廃棄物の受入状況ということで一覧表を作成しております。今までの監視委員会においては、この数字につきましては、この豊田事業所での処理完了ベースということで数字をつくらせていただいておりますが、今回から、豊田市とも調整をさせていただいた上で、この豊田施設への受入状況という形での数字に変更させていただいております。今後、この豊田エリア内の処理完了に向けて、どれだけ搬入されていない廃棄物があるか、その台数を明確にしたほうがわかりやすいだろうということで、このような形で数字をつくらせていただいております。

まず、1 ページ目の内容でございます。平成 24 年度以来、操業をとめることなく順調な操業が続いておるという状況でございます。処理自体は大変順調に進んでおるということでございます。

29 年度におきましては、月ごとの受入台数を記載させていただいております。特筆する点では、11 月 24 日から 12 月 27 日まで、約 1 カ月ちょっとになりますけれども、秋の定期点検ということで、設備をとめて設備の点検を行っております。長期に設備をとめるということから、この点検前に処理物の在庫がありますとマニフェストの遅延を起こす可能性があるということから、この定期点検前には在庫を 0 にするという計画で取り組んでおります。したがって、定期点検に入る前の 11 月は、保管容器が 4 箱入っておりますけれども、そのほか搬入実績はないという状況となっております。

12 月は、1 月からの処理再開に向けて、ある程度の在庫を抱えなければならないということから、小型トランス 3 台、それからコンデンサー 600 台、保管容器を 4 台、定期点検中に施設の中に受け入れをしているというような状況でございます。

続いて 2 ページ目は、この豊田施設での純 PCB 換算での処理量の数値を記載させていただいております。28 年度、29 年度は、超小型のトランスということで、油の少

ないコンデンサー等を処理しておるということから、PCBの処理量としては下がってきている状況ではございますが、操業自体は順調であるということでございます。

それから3ページ、4ページに入らせていただきます。前回の監視委員会において、各都道府県、それから政令市ごとの保管状況の内訳を提示するというお約束をさせていただいておりますので、ここに豊田エリア内の全県、全政令市の内訳ということで数字を記載させていただいております。

まず2-1の表が、届出区域別の登録状況ということで、JESCOに今、処理するべく御登録をいただいている総台数をそこに記載させていただいております。

それから2-2が、この豊田施設へ受け入れた実績ということになります。

この1と2を踏まえまして2-3、届出区域別進捗率ということで、全体の母数に対して何パーセントの処理対象物を受け入れたかというそのパーセントを記載しております。

処理量自体が、各都道府県、政令市で多かかったり少なかったりというようなことで、パーセントに直しますと大分ばらつきが出てくるというような状況でございますけれども、処理自体は順調に進めておるという状況でございます。

進捗率では、トランスが86.1%、コンデンサーが81.9%ということでの処理が今、進捗しておるという状況でございます。

それから4ページ目、これは未搬入の台数が何台あるかということに記載した台数でございます。これらの台数並びに、これから掘り起こし調査等々で出てまいります新たな台数、それはこの表には計上されておりませんので、それらも含めて期限までに終わるといってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それから5ページ、6ページの表です。先ほどと同じ表がついてございますけれども、先ほどのは平成30年1月時点での数値でございます。この推移がわかるように、ちょうど約1年前、平成29年2月末時点での表をここに記載をさせていただきました。これを比較いただければ、約1年の間でどれだけ数字が変わったか、例えば保管者数につきましては、9,280が9,766ということで、約500件ふえているという状況になります。これは、掘り起こし調査等も含めまして、新たな御登録をいただいた保管者数がふえているというような状況でございます。

このような形で比較していただければ、その推移が御理解いただけるかなというふうに思っております。

それから7ページ、8ページ、先ほどの30年1月時点での搬入台数、それをグラフ化したものでございます。トランス類、コンデンサー類、8ページはPCB油及び保管容器ということでまとめさせていただいておりますが、全体の受入量並びに進捗率ということでグラフ化させていただいたものでございます。

続きまして9ページでございます。周辺環境への影響の状況ということで、分析データを記載させていただいております。前回の監視委員会では、このモニタリング結果というのは資料として御用意させていただいておりますが、7月の監視委員会で御報告して以来ということになります。そのデータから、今回は7月、それから10月、2回分の新たなデータを記載させていただいております。

いずれも、ここにお示ししましたとおり、管理目標値、あるいは環境基準値等を超過した値は出ていないという状況でございます。

それから一番下、周辺環境中のベンゼン濃度の推移ということで、これも毎回御提示させていただいておりますが、値については安定的な数値という状況でございます。

続きまして10ページに入ります。収集運搬についてということで、この施設へPCBの廃棄物を受け入れるに際して、収集運搬中の状況、並びに受け入れてからの状況につきまして、幾つかトラブルが発生しております。それについてまとめた一覧でございます。

今年度始まってからの件数は合計8件でございます。まず1が収集運搬機器からの漏洩ということで、3件ともそうですが、運搬中に漏洩をしたという事例でございます。トラックに積み込む前、これは油等の漏洩は起きていない、非常に健全であると判断したものが、やはり長期保管されて古いものということから、運搬中の振動等によって漏洩が発生したというものでございます。

いずれも、運搬につきましてはルールどおりにしっかり固縛等も行われていたということで、やむを得ない状況かなということでございます。いずれも、その漏れ箇所を特定して補修をした上、優先的に処理ラインへ投入しております。

それから、11ページの2でございます。保管中の漏洩ということで、この豊田施設に問題なく受け入れて、処理ラインに投入するまで保管倉庫の中でコンデンサーを一時保管いたします。その保管中に油漏れが発生したという事例でございます。

これにつきましても、確認した以降、応急措置を施した上で優先投入ということで行っております。

それから3、合計で4件ございます。まず5月11日の件でございますけれども、これについては、既にもう破裂状態のコンデンサーで、中の油がもう残っていない状況のものでございます。これについて、収集運搬事業者から搬入容器に入れたほうがいかどうかという問い合わせがあったところ、これは JESCO の営業担当が、自由液がなく乾ききった状態であったことから、液漏れ機器とは判断せず、通常の健全品として取り扱うように指示をしたものでございます。これはもう JESCO のミスということでございます。

これにつきましては、今後同様のことが起きないように、所内の教育も含めてしっかり対応するとともに、収集運搬事業者に対しても、こういったことが起きないようにということで注意喚起文を発信しております。

それから5月22日、それから12ページの上、6月29日ですけれども、これは保管容器の密閉措置の不適合ということで、収集運搬に係るルールどおりに密閉措置がとられていなかったという状況のものでございます。

いずれも中に油自体がないというようなものではありませんでしたが、ルールどおりには運搬されなかったということで、これらについては、再発防止のために全収集運搬事業者に対してこの情報の発信を行っております。

それから12ページの最後、2月13日の件でございます。これについては、収集運搬事業者のドライバーの方が、お約束されたこの豊田事業所への搬入時間がおくれそうだということで、当初定められたルートから外れて、こちらのほうが早いだろうということでルートを変えてこの事業所に搬入をされたというものでございます。

これにつきましても、当初の搬入計画と異なった搬入が行われたということで、受入基準の規定に違反ということで指導、並びに他の収集運搬事業者へも注意喚起を行ったという事例でございます。

収集運搬については、以上でございます。

それから13ページ、運転廃棄物の保管及び処理の状況ということですが。我々は処理対象物とあわせて処理に伴って発生する運転廃棄物、これも処理をしていかなければならないということで、処理の促進を図っておるという状況でございます。②に、30年1月末時点での運転廃棄物の処理実績というのを記載させていただいております。

次の14ページです。この運転廃棄物というのは通常、ドラム缶に詰め込んで保管

をしているということから、その運転廃棄物の入ったドラム缶の在庫数量ということでその数字を示させていただいております。

全体の流れといたしましては、このドラム缶数は減る方向にはきておりますけれども、やはり日々の運転で出てくる運転廃棄物、あるいは定期点検等が出てくる工事残材も含めた運転廃棄物、こういった新たな発生というのも出てまいります。その中で、グラフ上はふえたり減ったりというような状況ではございますけれども、これについては減っている状況であるということで、今後もこの活動をしっかり続けていきたいと思っております。

それから、15ページでございます。地域とのコミュニケーションについてということで、平成30年1月31日現在でございます。27年度、28年度、29年度ということでの見学者の実績を記載させていただいております。

②では、毎回御見学いただいた方にアンケート調査を実施しております、9割以上の方には好評であったというような結果でございます。

それから、周辺自治区への御挨拶ということでございます。平成30年の1月、年明け早々、各自治区長を御訪問させていただいて御挨拶をさせていただいたという状況でございます。

それから、JESCOの地域協議会、昨年8月22日に開催をいたしまして、30年度も夏ごろまた実施をしたいと思っております

それから、定期的に発行しております事業だよりでございます。これについても、毎月1回しっかり発行させていただいておるという状況でございます。

それから、16ページでございます。中長期保全計画の取組状況ということで、我々のこの施設を処理が終わるまで健全に稼働させなければならない。そのための保全計画を立案して、定期点検並びに経年劣化対応工事ということで実施しておる項目でございます。

まず16ページ、29年度に点検・整備等を計画し、実施した主な項目ということでございます。

まず1つ目、排気処理ということで、排気処理装置であるオイルスクラバー、これの断熱増強、あるいはスクラバーのデミスタという設備がございます。こういったものを新たなものに交換する。あるいは第3系排気系統のドレン配管を清掃する。あるいは活性炭吸着槽の活性炭交換。これは計画並びに定常的にこの活性炭吸着槽への入

り口、中間、出口の PCB 濃度を測っております。これによって活性炭の劣化状況を確認した上で、活性炭の交換を進めているというような状況でございます。

そのほか蒸留設備、用役設備等、必要な点検・整備を実施しております。

それから、17 ページの上でございます。本来、28 年度に当初計画をしていたのですが、28 年度にはまた行わなくても大丈夫だろうということで 1 年点検を先送りした項目でございます。

真空加熱設備関係の真空ポンプのサイレンサー交換、あるいは蒸留塔の液面計交換、こういったものを 29 年度に実施しております。

それからその下、計画にはなかったけれども追加して 29 年度に点検・整備を行った主な項目ということでございます。

第 2 溶剤回収塔のリボイラーが操業中に閉塞の傾向が確認をされたということで、追加して清掃を実施しております。

それから 2 つ目、第 1 外調機械のコイル交換ということで、これは後ほど冷水の漏洩のところで御説明いたしたいと思っております。冷水の漏洩が発生したということから、当初予定はなかったのですが、第 1 外調機のコイルを急遽交換をしております。

そのほか、計装空気用コンプレッサーのオイルクーラー冷却水配管交換というようなことを行っております。

それから、29 年度に点検・整備を計画していたが延期した項目ということでございます。

いずれも、操業状況を確認する中で、急いでやらなくても大丈夫だろうということで、点検を延期したというものでございます。

これにつきましても、立ち上げ以降の操業状況を確認しながら、大丈夫かどうかというところの検証を進めていきたいと考えております。

それからその次、18 ページ、19 ページでございます。これも毎回お示ししております。このような点検表、これは抜粋でございますけれども、全設備に対してどのような整備計画をとっていくか、これは平成 37 年度までの計画ということで立てさせていただいておりますけれども、その計画に基づいて計画どおり実施をしたか、あるいは延期をしたかというようなことがわかるような形での管理をしておるといった表でございます。御参考にしていただければと思っております。

それから 20 ページでございます。これは、平成 29 年度に実施いたしました主な設

備保全項目ということで、フローに落としてこのような点検を行いましたということで記載をさせていただいたものでございます。

それから 21 ページにつきましては、来年度どのような点検を行う計画でいるかというところを、現時点での計画ということでフローの中に落とし込んだ資料を添付させていただいております。

続きまして 22 ページでございます。トラブルの御報告ということで、2 件御報告をさせていただきます。

まず 1 件目でございます。放流水の COD 異常ということでございます。平成 29 年の 8 月 31 日、この豊田事業所で行いました放流水の水質分析で、COD の値が 83 ミリということで、我々がこの施設を建設するときに提出しております産業廃棄物処理施設の維持管理値が、COD は 40 mg/l ということで、この値を超過したということで対策をとったということでございます。

この原因でございます。我々の施設には第 1 外調機というのがございまして、これは、外気を取り込んでこれを冷水で冷やして、処理塔内にその空気を送るという装置でございます。一般家庭にあるエアコンというふうに考えていただければよろしいかと思えます。この冷水は、工業用水にエチレングリコール（いわゆる不凍液）が入った水で、これで外気を冷却しているんですが、この冷水の通る配管のどこかに穴があいて、排出されるドレン水のほうにそのエチレングリコールが出てしまったということから、この COD の値が高くなってしまったということでございました。

これにつきましては、もちろん外気を取り入れるところでございますので、PCB を扱うエリアではございませんが、念のため PCB を測定して、これについては検出されていないということでございます。

応急対応といたしまして、この設備のどこから冷水が漏れているかということ进行调查するのが非常に時間がかかるということから、このエチレングリコールが COD を上昇させた原因であるということから、エチレングリコールの入った冷水を一たん抜いて、全て工業用水、問題のない水に置き換えるという応急措置を行っております。これによって、秋の定期点検まで排水に異常がないような形での対応をとった上で、昨年の秋の定期点検でこの外調機を新たなものに交換をしたという対応を行っております。

交換後、どこから漏れたかという調査を工場のほうで行いまして、この細管の接続

部が腐蝕して冷水が漏れているということが判明いたしました。この豊田事業所では、この第1外調機のほかに、同様に第2外調機がございます、これの水平展開という意味で、ことしの春の定期点検でこの部品を取りかえるという予定としております。

水質分析結果等々につきましては、その別表に記載させていただいたとおりでございます。

それから24ページでございます。これは昨年の定期点検中でございますが、12月20日に発生した事例でございます。PCB処理装置を動かすための圧縮空気を製造する計装空気用のコンプレッサーでございますけれども、その中に空気圧縮機と機械油を一時的にためておくレシーバタンクがございます。そのタンクの下部にドレン配管というのがございまして、このドレン配管から油が漏れたというような状況でございます。

このドレン配管はレシーバタンクから出ておりまして、エルボを通してこの設備の外側に出っ張った状態になっております。何らかその出っ張った配管に下向きのか、何かを上からぶつけたか、あるいは人が乗ったか、そのところにつきましては、当時、定期点検で作業されている方のヒアリングを行いました。原因を特定することはできませんでしたが、ただ、写真3にありますとおり、ちょうどエルボ部分の内側に亀裂が入っておりまして、この亀裂から油が漏れたというような状況でございます。

対応といたしましては、25ページになります。このドレン配管のちょうど出口側に、荷重がかかったとしても大丈夫なような支えを付けるとともに、この上に物が乗っかる、あるいは人が乗っかるということがないようにカバーをかぶせたという対応を行っております。

それから最後の項目、26ページ、ポリ塩化ナフタレン入りのトランス油の処理についてということでございます。

7月に開催されました監視委員会で、このような油があつて、今後処理を実施していきますという形での御説明をしております。このポリ塩化ナフタレンというのは、国際条約でありますストックホルム条約、通称 POPs 条約とっておりますが、この締約国会議において、塩素数2以上のポリ塩化ナフタレンというのが新たに追加されました。処理するに当たって、日本の法律上の規制というのはないのですけれども、このような状況にある中で、規制がないとはいいいながら、処理するわけにはいかないだろうということで、一時処理を保留して、どのように処理するべきかを環境省並び

に有識者の方々の指導・助言のもと、処理を行っております。この実施が今年の 11 月でございます。処理試験ということで実施をさせていただいております。

その 27 ページのところに処理フローということで記載しております。ポリ塩化ナフタレンの入った油については、我々の脱塩素化分解を行います液処理反応槽に油を送って処理ができるかどうかというところを確認したところでございます。菱形で赤、それから緑で番号を囲ってございます。それぞれの工程でこのポリ塩化ナフタレンがちゃんと処理できているかどうかということで、赤は油、それから緑は排気中の濃度を分析した結果でございます。

詳細なデータはその一覧表に記載しておりますが、専門的なことですので、一番最後、30 ページのこの試験の概要ということで御説明させていただきます。

まとめということで、この PCN の分解性能でございますけれども、大阪でも先行して触媒水素化脱塩素化法で処理ができておりますが、この豊田でも問題なく処理ができたという結果でございます。

それから、環境への影響並びに作業環境への影響ということにつきましても、問題のないレベルであったということがしっかり確認できておるという状況でございます。

JESCO からは以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、皆様の方から何か質疑はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【D 委員】 2 つばかりお聞きしたいと思います。

1 つは、18 ページから 19 ページに中長期保全計画がありますが、ここは 33 年で閉めるという計画にもかかわらず、これは 37 年まで書いてありますけれども、これはどういうことですか。

それからもう一つは、10 ページから 11 ページにわたっていろいろ書いてある収集運搬のトラブル、これについて、基本的には、資格をお持ちの業者や資格を保有した方が移動されたりされるというふうに理解しているんですけども、これからすると、僕はちょっとわからないですけど、初歩的なミスのような感じがするので、そういうことについて再教育をすることよりも、こういうことが起こった理由は、例えば経験が少ない方がやったとか、そういうことをちょっと教えてください。

【JESCO (石垣所長)】 まず 1 つ目でございますが、我々は PCB 廃棄物につきまし

ては期限までに処理をします。ただ、その処理が終わった後、この施設を解体・撤去していかなければならないということがございます。したがって、施設内に PCB で汚染された設備がございます。これをどんどん解体をして、まず洗浄設備等を含めて無害化していく必要があるだろうと考えております。したがって、受託物としての PCB 廃棄物の処理が終わったとしても、それ以降も設備を稼働させる可能性があるということで、現在、事業終了準備期間であります 37 年度までの設備の稼働を前提としてこの保全計画を立てさせていただいておるという状況でございます。

【JESCO（橋本営業課長）】 収集運搬事業者は、やはり作業者が入れ替え、入れ替え等で人がかわっている状況でございます。その辺を踏まえて、やはり教育をしてルールを徹底していただくというのが大事なということで、全収集運搬事業者に、こういう事例があったので御注意くださいねという注意喚起の文書を送らせていただき、再発防止に努めたということでございます。

【D 委員】 コースを逸脱するということはよくないけど、ここでこの前ちょっと見させてもらったら、モニターで経路を外れたらアラームが出るようなことが書いてあったけれど、実際にこれは逸脱していますね。そういった部分は、何か連絡をとるとか言ってみえたから、「逸脱しているからいかんですよ」とか、そういうことはリアルタイムではやらないんですか。

【JESCO（橋本営業課長）】 GPS システムで画面上、ルートを見ることは可能なんですけど、やはり日常監視というのはなかなか我々も難しい状況で、一番いいのは、そのルートを逸脱したときに注意喚起ができたが一番良かったのですが、今回はちょっとそこまでできてなかったということで、当日にわかって収集運搬事業者に逸脱したかどうかの確認をして、そうすると収集運搬事業者のほうから、本来であれば JESCO に相談して、「どうしたらよろしいですか」と確認していただくのが良かったのですが、収集運搬事業者もやはり決められた時間に入れたいということがあって、ちょっとその辺を忘れてしまったというか、早く行きたいと気が急いちゃってルートを逸脱して、一番早い一般道を通って施設まで入れたということでした。そういったシステムで常時監視してルートを逸脱しているよということが言えたらよかったですけど、たまたまそこはちょっと今回、リアルタイムでは見られてなくて、そこまではできていませんでした。

【D 委員】 今の話だと、例えば夜の受入時間を過ぎちゃったと、そうすると、一時

的にどこかに仮保管するところが要ると思いますが、そういうのはどこか決めてあるんですか。例えば、翌日の朝、玄関につけなさいという、半日以上どこかで、ルートは道路しかないの、ルートじゃないところで保管されることになりますね。

【JESCO（橋本営業課長）】 収集運搬時間は、夜の6時までということで決められてはいます、我々の運搬する時間帯というのは、最終便が4時45分で、6時までに入れられるような形での体制にはなっていますが、やはり事故等でおくれる可能性がある、その際は、豊田市と御協議させていただいて、ちょっとおくれるけど必ずJESCOの施設に入れていただくということでございます。

【D委員】 では、時間おくれでも、一応JESCOの構内に入って係留されるということですね。どこか違うところに寄ってくるとかということではないですね。

【JESCO（橋本営業課長）】 そういったほかの場所で一時保管というのは絶対あり得ないです。

【D委員】 運搬の仕方としてはそちらのほうが正しいと思いますが、時間におくれるからどうのこうのと言われるから、そういう連絡をとればそうやって済むことなのというふうに思ったのでちょっと聞きました。

【JESCO（橋本営業課長）】 収集運搬事業者でもしそういった事象があれば、JESCOに相談いただいて、JESCOのほうで豊田市と相談してやるべき案件があればそれはやるという形では常に対応させていただいているところでございます。

【D委員】 ありがとうございます。

【委員長】 今のことはマニュアル化されているのですか。収集運搬事業者さんに、そういった事例があった場合にどのような対応をとったらいいかということについては周知されているのでしょうか。

【JESCO（橋本営業課長）】 収集運搬の認定をとられたときに、その辺のルールというのは御説明をさせていただいております、迷ったときはJESCOにまず連絡しなさいというルールにはなっておりますが、やはり年を重ねていくとどんどん作業者もかわっていきますので、その辺がやはり不徹底な部分も出てきますので、こういった事象が発生したときには、必ず再発防止策ということで気をつけてくださいねということ、毎回、全収集運搬事業者のほうにメール等で注意喚起をさせていただいている次第です。

【委員長】 この事例については、各収集運搬事業者に対して、既にこういうことが

あったという通知と注意喚起はされているということですね。

【JESCO（橋本営業課長）】 そうですね。

【委員長】 わかりました。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 市のほうからも、正式な文書としてこういう事例がありましたよと。今回の場合は、トラックのドライバーさんが自分で判断をしてしまったということが一番の問題ですので、もし遅れそうだという場合には、JESCO にまず一報を入れていただいて、その対応についてはそこで指示をしますのよとということを徹底していただくようお願いしております。

【委員長】 わかりました。

【E 委員】 私の記憶だと、運搬事業者が十数者あると思いますが、今までにその方を3回ぐらいに分けてこの席に来ていただいて、こういったような漏れの対策、それから運ぶときの変更等の話があったんです。それについて再発防止をこうしますよということが、今、言われたことが全部そのときにお話されているんですね。

それで今までのずっと資料を見ると、運搬経路についてとか、いろいろ運搬についてのことがなかったものですから、そのときの再発防止は生きているのかなと私見ておったんです。それだけでも期限内の処理完了ができるのかなと見ているんですけど、同じことが起こってくると、前回のことがどうなっているのかなという気がします。そのときも同じように業者の方に来ていただいて、こういうことはどうしますかと言ったら、期限内、時間内に入れるように努力しますということが1つ、もう一つは、運搬中の漏れ問題、これもそのときにこの席で話しましたね。データが残っているとありますが。

また同じことが出てくると、期限内処理が難しくなるものですから、再発防止のことももう一回前回のやつを見ていただいて、それを教訓にしてやってほしいなという気がします。

【委員長】 では、よろしくをお願いします。

【F 委員】 今の JESCO のお話を聞かせていただきますと、その会社に注意をしていただいたと、例えばドライバーが迷ったときには必ず JESCO に連絡するよとという御指示というか、豊田市もそういう形で収集運搬事業者に注意喚起していただいたと思いますが、事業者がドライバーにきちんと伝えたかどうか、そこまでしっかりレスポンスしてもらおうようにしていただいたほうがいいのかなと。どうしても事業者

に言っただけですと、直接ドライバーに展開できているのかどうかということと、あと長い期間でドライバーもどんどん入れかわってくるということになってくると、そういう教育・訓練というのが会社の中で定期的になされているのか、しっかりそういう教育・訓練履歴みたいなものも取り寄せていただくとよりいいのかなと思いますので、その点も御検討いただければと思います。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 これは、私どものほうで事業者を呼びまして、この後どういうふうな訓練計画をするのか、どういった形で漏れがなくやっていくのかにつきましての計画書もいただいておりますので、それに従ってやっていただくようお願いをしております。

【F 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 確かに毎回点呼をとるときにそういったことをきちっと伝えるということが大事かもしれないですね。ありがとうございました。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物リサイクル課（池田廃棄物規制・審査班長）】 先ほどの事業者の話ですが、事業者は三重県の業者でございましたので、豊田市から情報提供いただきましたので、当県も事業者に対して県庁のほうにお越しいただきまして、地元の御理解をいただいて進めている話ですので、こういったことが二度とないように県のほうからも厳重に注意はしてございます。引き続きそういったことのないように、当該県としても事業者の指導に当たりたいと思っております。

【委員長】 よろしく願いいたします。

【JESCO（橋本営業課長）】 もう1点だけ、この事業者は今月の30日に運搬することになっておりますので、その際、またできているかどうかチェックをさせていただきたいと思っておりますので、そこでまたやっていないところがあれば再注意して、適切に行えるようにしていきたいと考えております。

【委員長】 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

そのほか何かございますか。

どうぞ。

【G 委員】 なかなか口頭でとか、例えばマニュアルでというふうな形だと、伝えた伝えていないというところで、どうしても伝え忘れということが出てくるかと思うので、例えば「ルートを変更する場合は必ず連絡を」というステッカーを1個張っておけば、それで済む話じゃないかなと思うんですが。それだけならすぐにやれることじ

やないかなと思いますし、それがあれば今後、同じような事後報告というのはなくなるのかなと思います。

【委員長】 先ほどと同様、毎回点呼をとり、車両の中にきちっと明示することで、人が替っても意思がきちっと伝わることを前提に、収集運搬していただくよう、収集運搬業者のほうにきめ細かい対策をとっていただくよう、お願いしたいと思います。

よろしいですか。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【F 委員】 4ページの未搬入状況のところ、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、合計でトランスですと 337 台、コンデンサーが 1 万 2,684 台という数字がございますけれども、処理能力から見たときに、これは数字的に期限内で完了のめどが立つ数字なのか、ちょっとオーバーぎみの数字になっているのか、そのあたりの感覚がちょっとこの数字だけでは見えないのですけれども、それってわかるようなことができませんか。

【JESCO (石垣所長)】 1ページを見ていただくと、例えばコンデンサーであれば、最近では小型のものが入っておることから台数がふえているんですが、1年間で 6,000 台、7,000 台というような形での搬入並びに処理ができておることによってでございます。そういうことからすれば、コンデンサー 1 万 2,000 台ということであれば、あくまで数上の話になりますが、2年では処理が終われるだろうと。

あとトランスについても、小型トランス、あるいは大型トランスという種別はここには記載されておりませんが、年間で 100 台程度は処理ができる。そうすると、3年少々で処理ができるだろうということで、残り4年ということで、しっかりそのところは処理をしていきたいといふふうに考えておりますし、能力的には無理な数字ではないということでございます。

今後の資料をお示しする段階で、何らかそこがわかるような形での資料の作成は考えてみたいと思います。

【F 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 それに関連しますが、登録から受け入れにつなげるときに、受入時期というのは、保管業者が決めるのですか。

【JESCO (石垣所長)】 現在は、もう残りの事業者が少ないということで、個別交渉というのをさせていただいておる状況でございます。ただ、個別交渉といたしまして

も、搬入エリアをある程度時期を一定にしますと、例えば少量保管者は1台のトラックで相積みをしてくると収集運搬料金が安くなるということで、地域ごとに現在、説明会なり処理の依頼をさせていただいておるという状況でございます。

したがいまして、基本的には個別交渉の中で、いつ保管事業者が搬出をできるのか、もちろん登録をいただいてから我々はまず書類的に契約を締結しなければなりませんので、その契約を締結した以降、じゃあいつごろ搬入ができるのかというのを個別で調整をさせていただいておるという状況でございます。

【委員長】 わかりました。期日を決めて受け入れていただくということですね。

【JESCO（石垣所長）】 そういうことでございます。

【委員長】 F委員、よろしいですか。

【F委員】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 そのほかいかがですか。

では、議題2に移らせていただきたいと思います。

議題（2）「PCB廃棄物の処理に係る東海地区広域協議会について」、愛知県からお願いいたします。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 愛知県の環境部廃棄物監視指導室長をやっております吉田と申します。議題（2）の「PCB廃棄物の処理に係る東海地区広域協議会について」、私から御説明させていただきたいと思います。

まず、ちょっと経緯なんですけれども、前回、12月の会議に呼んでいただいたんですけども、その会議の場で、東海地区の各自治体からの掘り起こし調査の進捗状況、これらについて御説明させていただきました。この説明について、委員のほうから2点ばかり要求も含めてご質問いただいたと思っております。

まず1点目が、期限までにJESCO豊田であとほんとに何台処理しなければならないのか、見通しを年次計画で示していただけないかというのが1点。それからもう1点、我々このJESCO豊田に搬入させていただいている自治体は、広域協議会という組織を形成してございます。この動きが全然わからないと。掘り起こし調査の進捗状況や、JESCO豊田で処理が必要な台数について、安全監視委員会に定期的にこの広域協議会の内容について報告していただきたいというような要望があったかと思っております。

こういった意見を踏まえまして、私から広域協議会の取り組み、それから今後の見

通しについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、広域協議会についてでございます。広域協議会、正式には、お手元の資料にございますように PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会と申しますが、東海地区の 4 県とそれから政令市 7 市を会員として、それから特別会員として中間貯蔵・環境安全事業(株)、それからオブザーバーとして環境省に構成員となつていただいております。

まず、広域協議会の設置の経緯、それから広域協議会の目的について御説明させていただきたいと思っております。

広域協議会の設置経緯でございます。紙資料としてはちょっと御用意させていただきませんで、口頭の説明になりますけれども、よろしく申し上げます。

まず、平成 12 年度でございますけれども、豊田市のほうにおいて委員会が設置されております。この委員会というのは、東海地区の他の自治体に先駆けるようにして、市内の PCB 処理についての検討を行ってまいりました。

このような中、国におきましては、平成 13 年度に PCB 特別措置法を制定するとともに、PCB を処理するため、全国を複数の地区に分け、環境事業団、現在の JESCO ですけれども、それによって広域処理をすることとして、東海地区 4 県の PCB 廃棄物の処理施設を豊田市内に設置することについて、本県のほうに検討依頼がございました。さらに、東海地区の 3 県からも、本県に対して同様の要望がございました。そして平成 14 年 6 月に、環境省とあわせて本県からも施設の設置について豊田市へ要望させていただいたところでございます。

一方、豊田市内で PCB の処理を行うに当たっては、当然のことながら安全対策、それから運搬などは、東海地区 4 県全体で調整をしていく必要がございます。このためには、平成 14 年ごろから関係者と協議を開始しまして、その枠組みや検討事項を整理しまして、平成 15 年 5 月、PCB の処理に係る東海地区広域協議会を設置したといったところが、これまでの経緯でございます。

次に、広域協議会の目的についてでございます。資料 2 ①をごらんください。これは広域協議会の設置要綱でございます。

第 1 の目的でございますとおり、広域協議会は、この豊田 PCB 処理事業所で PCB を処理していく上で必要な安全の確保、それから運搬などを広域で調整するために設置したものでございます。

構成員は、この裏面にございますように、岐阜県を始め自治体、それから中間貯蔵・環境安全事業(株)、それから環境省となつてございます。

それから、年に2回から3回の頻度でこの会議を開催してありまして、この設置要綱の第3にございますとおり、安全対策に関する事項、それから収集運搬に関する事項、処理計画に関する事項、こういったものなどの検討を行っているところございます。

具体的には、これまでに保管事業者などに対する共通の指導指針を策定したり、JESCO 豊田における PCB 廃棄物の処理方針、それから収集運搬業者への管理指導、緊急連絡体制などについて協議して、これまでのところ取り決めを行つてきたといったところございます。

続きまして、今年度の開催内容についてございます。資料2②をごらんください。

これは、昨年9月に開催いたしました平成29年度第1回の議事の次第ございます。

この会議では、JESCO から、先ほど御説明いただいたような処理進捗状況について御説明をいただきました。

また、少量保管事業者に対する個別対応、こういった状況についても御説明いただいたところございます

また、昨年7月に開催されましたこの安全監視委員会においていただきました、各自治体を実施しております掘り起こし調査の進捗状況に関する御意見も踏まえまして、豊田市から、地元の説明するため掘り起こし調査の完了予定、その進捗管理の状況について広域協議会へ報告してほしいという依頼がありまして、この件についても広域協議会のほうで協議を行つてございます。

この結果につきましては、事務局である愛知県でとりまとめを行いまして、昨年12月に開催しましたこの安全監視委員会におきまして、各自治体から説明させていただいたところございます。

そのほかにも、安定器の掘り起こしに関する情報交換も行つてございます。

また、1枚めくつてその裏面になりますけれども、資料2③ございます。ことしの2月にも東海地区広域協議会を開催してございます。この議事次第ございます。

そこでは、JESCO から処理や個別対応の進捗状況、それから長期的な処理の見通し、こういったものについて御説明をいただいております。

また、昨年 12 月のこの安全監視委員会でいただきました意見を踏まえまして、本日、この委員会への対応、こういったものを資料として出すのかといったことについて協議してございます。

このほかですけれども、今年度の事業内容の総括、それから来年度の事業取り組み内容について協議をするとともに、環境省からは、早期処理促進に向けた取り組みについての御説明をいただいたといったところでございます。

次のページでございます。今年度の広域協議会の取り組み全体、資料 2 ④で平成 29 年度事業報告とございます。これが 29 年度の事業報告になるものでございますけれども、協議会を開催したというほか、2 にございますように 4 つのワーキンググループによる各種の検討を行ってございます。

また、3 にございますように、豊田市が実施されています本施設周辺のモニタリング調査に対する費用負担の件について、それからこの安全監視委員会における報告等についての協議を行ったといったところでございます。

次のページでございます。こちらは、豊田 PCB 処理事業所で処理が必要な PCB 廃棄物につきまして、こういった資料 2 ⑤という形でとりまとめさせていただきましたので、御説明させていただきたいと思っております。

この表につきましては、JESCO 豊田で処理する変圧器類、コンデンサー類、PCB 油類の分類ごとに、いつ、どの程度処理されるのかを整理したものでございます。

中ほどに年度別の台数、右から 2 列目にその合計、一番右が JESCO 計画、JESCO が作成していただきました前回の委員会の資料にもありました長期的な処理見通しにおける処理量の合計、こういったものを記載してございます。

PCB 特別措置法に基づいて、PCB 廃棄物の保管事業者などは毎年 1 回、これは 6 月 30 日までと決められてございますけれども、保管されている事業者については、所管する自治体のほうに保管状況を届け出ることとなっております。年度別の台数につきましては、保管事業者から平成 29 年度に報告がありましたこの保管状況届けなどを集計したものでございまして、平成 28 年度末の状況となっております。

また、一番右側にあります JESCO 計画につきましては、JESCO へ登録されている台数に、PCB 特別措置法の保管状況届け、それから電気事業法に基づく主要製品の届け出において届けられた基数のうち JESCO 登録がないもの、こういったものが足し合わされているものと聞いてございます。

それから、JESCO 計画には、いわゆる掘り起こしのよう、今後新たに発見されるであろう台数も見込んだものとなっております。保管状況届けの合計が、現在、保管事業者が確認しているもののみの数字であることから、比較しやすいように、JESCO 計画の各欄の右の下の方に、四角で掘り起こし見込量を除いた数字を掲載させていただいております。

なお、JESCO 計画の数字の算定に当たって使用しました PCB 特別措置法の保管状況届けにつきましては、平成 28 年度に自治体に届けられた、実際には平成 27 年度末の状況と伺っておりますので、若干年度の齟齬があるのかなと思っております。

それから、今、見ていただいている数字ですけれども、本日これは一部の自治体分の集計が入っておりません。お手数ですけれども、ちょっと今から数字を申し上げさせていただきますので、数字の訂正をお願いしたいと思います。

まず変圧器類でございます。区分のところで使用製品、それから廃棄物とございますけれども、廃棄物の欄の未定のところ、291 という数字を 652 に修正をいただきたいと思っております。それとあわせて、その右側の合計ですけれども、458 台を 819 台に修正をお願いします。

次に、コンデンサー類でございます。廃棄物の平成 29 年の 1,421 を 1,424 に、それから 32 年度、217 を 220 に、それから未定の欄が 7,289 を 7,522 に、合計を 1 万 1,092 台に修正をお願いします。

その下の PCB 油類でございます。廃棄物の右側の未定の欄、449 を 529 に、その右側の合計 724 を 804 に。PCB 油類の一番下の廃棄物というところがございまして、その未定欄で 2,320 を 2,322 に、その右側の合計 4,292 を 4,295 に修正をお願いします。

すみません。修正についてお手数をかけました。

それでは、この表の見方ですけれども、まず左から 2 列目のところですが、保管状況届けによる処理量の合計、それから JESCO 計画の値を比較していただきたいと思っております。変圧器類につきましては、使用製品の集計がちょっと間に合っておりませんが、大変申しわけないんですけれども、保管状況届けによる処理量が、JESCO 計画が 634 に対して 819 台ということで上回っております。変圧器の処理に関しましては、JESCO 計画の数字が処理能力に対して多少余裕があるというふうに伺っておりますけれども、個々の機器について JESCO が把握している処理対象物との精査が必要で

あるというふうに考えてございます。また、PCB 特別措置で届け出があって JESCO への登録がないというものも多数あるということも考えられますので、JESCO と情報共有するとともに、登録するような指導を今後進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目のコンデンサー類につきましてですけれども、保管状況届けによる処理量の合計が、1万1,092台に対してJESCO計画が2万1,225台ということで、JESCO計画よりも小さな数字になっておりますので、十分に処理が可能かということが考えられます。

なお、JESCOへの登録があるにもかかわらず保管状況届けがないというものも見込まれることもございますので、届け出するように保管事業者のほうに指導していかねばならないかなというふうに考えてございます。

また、各年度の処理量につきましては、未定のものが多数ございます。年度に振り分けて報告してもらえばよかったですけれども、実際には未定というものが圧倒的に多いところでございます。処理期限につきまして、未定も多ければまた平成33年度というのも多くなっております。こういった点につきまして、JESCOと協力しながら保管事業者に対して処理計画の立案、それから早期処理について働きかけを行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、新たに掘り起こされるものもあることが想定されますことから、現在わかっているものについては、できるだけ行政のほうから早期処理について働きかけをしていくということを考えてございます。

最後のページでございます。都道府県市による掘り起こし調査の進捗状況についてでございます。

これは前回の会議の場でも御説明させていただいた内容ですけれども、時点を平成30年1月末時点ということで若干修正したものを、参考として付けさせていただきましたので、こちらについても御参考になればということでございます。

私からの説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

1点、教えてください。御説明のありました表の中の「未定」というのは、具体的にどういう意味ですか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 PCB特措法に基づいて6月30日ま

で毎年行ってもらおう保管事業者からの届け出ですけれども、今回の届け出から始めて処理見込みの年度を記載する欄を新たに設けられたわけでございます。その中には、もちろん年度を書くのですけれども、まだいつ処理するのかといったことを決めかねている事業者については「未定」というような形で回答していただいていますので、非常に多くの事業者さんのほうが未定というふうに回答されたといったところでございます。

【委員長】 届け出はしているけれども、登録が未定という意味ですか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 それは JESCO への登録とは関係なくて、あくまでも保管事業者が処理する今の希望ですね、その中には JESCO へのもう既に登録をしていて、それをもとに年度を書いているのもありますでしょうけれども、まだ決まってない、JESCO への登録もまだされていないということで、事業者の希望が書かれているといったところも、未定の中には含まれております

【委員長】 この表のベースは、届け出ベースなのか、それとも登録も含まれているのか、どのベースですか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 登録ではなくて、届け出でございます。

【委員長】 届け出にもかかわらず、「未定」と書いてあるのが、よく意味がわかりません。「未発見」という意味ですか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 未発見ではないです。保管事業者は自分のところに PCB 廃棄物があるというのは重々承知しておりますけれども、いつ処分するんだというような意思がまだ決定していないということです。

【委員長】 届け出と登録と何が違うかということ、届け出というのは、そこに所在がきちっとはっきりしているということですね。登録というのは、実際に JESCO のほうに処理をしていただくための契約をするということですね。そういう意味でいうと、この「未定」という意味がよくわかりません。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 我々も、その届け出者で未定と書いている事業者に対しては、できるだけ早く処理することというようなことで指導はさせていただきます。

【委員長】 ただ今の話は、少しかみ合わないのですが・・・。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 補足させていた

だきます。

まず、ここの未定という数字と、JESCO に登録をしているか否かは、直接的にはリンクしておりません。JESCO の登録は、まずその処理をしていくために、数量ですとか、どういった性状のものかということ JESCO に登録をして、契約に向けての手続を開始するものです。この際、先ほど JESCO から説明があったとおり、いつ搬入するのか、いつ処分するのかといったところの時期というのは個別交渉になりますので、ここで未定というものについては、JESCO に登録をしているものもありますし、登録していないものもあるというふうに御理解いただければいいと思います。基本的には独立した数字だと理解しています。

【委員長】 関係者の方たちはそれでわかるでしょうが、我々外にいる者は、この意味が全くわかりません。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 おっしゃるとおりだと思います。昨年度に法改正がされて、こういった処分の見込み時期というのを書いていただくということになったんですけれども、それが今年の6月に提出をしていただくということになっておりまして、出てきたものというのが、残念ながらそこを未定と書いているところがございますので、こういった事業者には、先ほど愛知県から御説明いただいたとおり、速やかに指導して、当然ながら期限内に処分をしていただくという意思をまず表明していただく。その上で、しっかりと期限内の最終年に偏らず、できるだけ早期に処分をしていただくような個別の指導が必要だと思っております。

【委員長】 わかりました。この表の書き方を、今後もう少し皆さんにわかっていただけるようにお願いします。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 すみません。工夫させていただきます。

【委員長】 ただいまの広域協議会の御説明につきまして、皆様から何か御意見ありますか。

【D 委員】 3つありますが、資料2④のところ、29年度事業報告と書いてあって、その2のワーキンググループによる検討の（1）収集運搬検討ワーキングと、（3）の緊急時連絡体制検討ワーキングというのがありますが、先ほど私が質問したような初歩的なミスが発生しているにもかかわらず、「検討すべき課題は特になかった」とか、

「緊急時の連絡体制の見直しの必要性に対する検討を行い、ワーキングは設置せず」と書いてありますけれども、こういったことを組織的に対応してないように感じるのが1つです。

2つ目が、3の JESCO 豊田事業所周辺環境モニタリング調査への費用負担と書いてあって、いつ決算を報告されるのかわかりませんが、少なくとも3月のこの時点であれば、僕らに会計報告をする必要がないと言われるならそれ以上僕は質問できませんけれども、少なくともこの事業をやっていくときには、事業の項目と予算というのは必ずリンクしているはずなので、そういうことが成り立つかどうかということとをここで確認することがどうか僕にはわかりませんが、予算の実績と次年度の予算のことについて報告する義務はないのかどうかを聞きたいと思います。

もう一つは、最後のページの参考のところにある、調査完了(予定)日というのが、浜松市の場合は平成33年3月、名古屋市の場合も平成33年3月ということで、最終年度の1年残したところでの予定がされています。これで本当によろしいのかどうか、僕にはわかりませんが、よしとされたのか、あるいはもっと早めてくれと言って調整してもこれ以上できませんと言われたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

【委員長】 最初に、私のほうからよろしいですか。

予算等についてですが、この安全監視委員会は、広域協議会の中身については範疇外ということになります。

それから1番目の、ワーキングでいろいろと検討いただいておりますが、実際には豊田の中でこういうことが起こっていることに関しては、いかがですか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室(吉田室長)】 事務局をやっている愛知県でございますけれども、今の報告内容の中で、収集運搬業務の中のいろいろなトラブルがあったというような観点からの検討については、大変申しわけございません。ワーキンググループの中で情報共有がしっかりされていなかったというのは事実でございます。

こういったことも含めまして、収集運搬に関するこういうようなトラブル情報についても、しっかり広域協議会のほうで受けとめまして、これを踏まえて東海4県7市で進めていけるこういうふうな情報、それから再発防止に向けた何らかの検討というのが必要だというふうに考えてございます。今回、こういった事案を含めまして、来年度につきましては、このワーキンググループの中でしっかり今回の情報も含めて検討させていただきたいと思います。

また、緊急時の連絡体制につきましては、これは今回、JESCO がやられております夜間・休日の緊急連絡についての体制を、我々も協力して情報提供いただきながらテストをするということをお願いいたします。こういったものにつきましては、確かにワーキンググループという形はつくっておりませんが、この広域協議会の場で担当の自治体のほうから報告がありまして、4県7市でこういった連絡訓練をしようということで決まっております。

それから、次の JESCO 豊田事業所の周辺環境モニタリング調査でございます。豊田市が実施されているモニタリングにつきましては、4県1市についてもやはり周辺環境へのモニタリングについての費用負担を、豊田市だけにやらせるわけにはいかないというような状況の中で、毎年毎年費用負担をさせていただいているところでございます。もちろん役割分担を決めながら毎年度予算をし、それからまた実績に基づいて決算をしているということで、本日の資料には載せてございませんけれども、毎回この広域協議会の場では中身の確認がされております。

この内容については、先ほど座長が言われたように、ここの場では御報告までということとはちょっと考えていないのが実態でございます。

【委員長】 最後の表ですが、JESCO 豊田事業所の操業終了のタイミングと調査のタイミングがこれでよろしいのかという質問ですが。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 最後の参考資料で付けさせていただきました掘り起こし調査でございますけれども、調査完了までの年度というのは、自治体ごとに若干の違いがあるのは事実でございます。掘り起こし調査につきましては、環境省が作りましたマニュアルに基づいて、自治体ごとそれぞれ実施しているものです。もちろん足並みをそろえて一緒にやれば一番いいんですけども、自治体ごとに置かれた状況というのはやはり違っているものもございまして、予算の獲得に向けて考え方というのも若干違っていると思います。そういったことで、いろいろなところとの調整の中で、各自治体が最大限に効果が上げられるような内容でその自治体の中で検討されている結果でございますので、これについてはこれで尊重したいと思いますけれども、あくまでも我々としては、その期限であります 34 年の3月までに全ての事業所が持っている高濃度の変圧器等が全て JESCO 豊田に搬入できるように、全ての自治体で連携をとりながら進めていくといったところは変わりございませんので、御理解いただきたいと思います。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 補足よろしいでしょうか。

最後の点につきまして、こちらの掘り起こし調査の完了予定日というものにつきましても、昨年度の法改正の際に閣議決定に格上げさせていただいた基本計画に、こういった調査の完了予定日を各自治体で定めていただいて、環境省としてもその進捗について管理・把握をさせていただくということになりました。これに基づきまして、自治体の皆様で調査完了予定日を出していただきました。これは昨年度の改正から順々にやっておりますけれども、この豊田事業エリアで全ての自治体に提出いただいた初めてのエリアでございます。

我々としては、全自治体の皆様に調査の完了予定日をまず定めていただく。それができれば、先進的に取り組んでいる自治体、効果的・効率的に取り組んでいる自治体の事例を共有させていただくなどして、できる限り早く終わっていくということを御相談させていただいております。

例で申しますと、北九州事業エリアにおきましては、調査の完了が今年1月末に全ての自治体で完了しております。これは法改正も非常に直近で、かつ処分期間も今月末と迫った状況で、ほかのエリアとは少々異なる状況ではございますけれども、当然ながら処分期間よりもできるだけ早く終わらせるということで、もっと前に終わっている自治体もございますけれども、全ての自治体が1月末までに終わったと。

ほかのエリアにつきましては、今、こちらで計画を上げていただいているところでも、1年前には終わるという状況でしていただいておりますし、それよりもできるだけ早くやれるには何かあるのかといったところを、環境省としても支援の体制をより強化して取り組みを進めていきたいと思っております。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

はい、金子委員お願いします。

【H委員】 2～3点ちょっとお願いと質問をしたいと思えます。

まずは、先回私が監視委員会の中でお願いした広域協議会の内容等について提示していただいて、ありがたいと思えます。この協議会の要綱の中で、2～3お願いというか、入れていただきたいなという内容があります。

まず1点は、開催頻度、今まで17年にこのPCB監視委員会ができて、この協議会は、この内容を見ると15年からスタートしているわけですね。ずっと来て、いつや

っているかというのがなかなか私どもにはわからなかったというのは先回言った部分です。その開催頻度をしっかり明確にして、年に2回なり3回、できればこの監視委員会の頻度に合わせていただくと、この場でも報告ができると思います。ぜひこの要綱の中に2～3回というふうに入れていただいて、確実に開催して、確実に掘り起こしをしていくという考え方を持っていただきたいです。

【委員長】 H委員、先ほど愛知県さんは年に2回～3回は開催しているとおっしゃっています。

【H委員】 要綱に載ってないから。口頭で言われていましたから、やっぱり要綱に載せて始めてきちんとやれるというふうに私は思います。

【委員長】 安全監視委員会から要求するのは僭越になりませんか。

【H委員】 それは検討していただければ良いです。

【委員長】 そうですね。

【H委員】 入れる入れないは考えていただければ良いです。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 委員長が言われたように、やはり毎年2回から3回ぐらいは県としても広域協議会を開催させていただいておりますので、実際にそれだけの数をやられているというのは御理解いただきたいと思いますが、要綱中にそれを具体的に書くに件については、一度引き取らせていただいて、中で検討させていただきたいと思いますので、お願いします。

【委員長】 それに関連してお伺いしますが、この広域協議会にはオブザーバーとして安全監視委員会の委員が出席することはできますか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 雑則の第9に、「この規則で定めるほか、運営に関して必要な事項は協議会において定める」ということが決められておりますので、どれだけ広く捉えるかですけれども、そういうことができるかできないかということになると、まるっきりできないわけではないと思います。ただ、そういった内容のことをこれまで我々のほうでやってないということもありますので、これも私の一存では決めかねる話でございますので、その話も一度持ち帰って、どういう形であればいいのかということも含めて検討させていただきます。

【委員長】 よろしく願いいたします。

H委員、どうぞ。

【H委員】 協議会のほうは、今の内容で結構です。

2点目は、PCB 処理の必要な PCB 廃棄物についての集計をしていただきました。ようやくこれでまとめがわかるようになったんですが、掘り起こしとの兼ね合いがわからない。次のページにある平成 30 年 1 月の掘り起こしの状況と、それから今この各県と市の関係で、どのくらいあるのか、まだどのくらいなっていないのかというのを、ちょっと県と市別にこの掘り起こしの内容の状況で台数も出していただけると、もっとわかりやすいのかなと感じます。これを先回ちょっと要求したんですが、それが具体的進捗管理として見えるような形になると思います。

今日の資料で、一番最後に豊田市の掘り起こし調査及び処理の状況というのが出ています。これはまた後で説明があるかもしれませんが、何年度で何台と、事業者名まで出す必要はないですが、何台あるのか、登録したのか、保管しているのかというのが非常にわかりやすくなっております。そこら辺まで県と 7 市も表で出していただけるようになると、順次進んでいるなというのがわかると思います。これはちょっとお願いしたいなというふうに思います。これが 2 点目です。

3 点目は、先ほど委員長がおっしゃった未定って何かということ。これは委員長が質問されたので省かせていただきます。

以上です。

【委員長】 ただ今、H 委員の御発言にありましたように、県市別の掘り起こしの内訳をもう少し工夫していただきたいという意見がありました。例えば JESCO の方にとっておられる台数の統計、登録台数、受入台数、それから届け出台数は JESCO のほうでは把握されているのですか。

【JESCO (石垣所長)】 届け出については、今、改正された法律に基づくこのデータというのは、例えば使用製品なんかはまだ集計中というようなことで、直近のデータという意味では、JESCO としてはまだいただけてはいません。

【委員長】 ということは、届け出は県市がやっていただいて、あと登録については、もちろん県市は把握されているわけですが、JESCO の方にデータがあるということですね。それも全県市別にあるということですので、このデータを突き合わせるように工夫していただくと、皆さんにはわかりやすいと思います。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室 (吉田室長)】 私どもが報告をもらっているデータは、あくまでも PCB 特別措置法という法律の中で、年 1 回の報告でこれを集計しておくものでございまして、その報告自体、年 1 回しかないんですね。ですので、半年お

きに掘り起こしの台数が何台わかったかというのは、なかなか正直わからないところですが、1年たって掘り起こされたもの、保管事業者が新たにわかって、その人がまた6月30日までに届け出をいただければ、ここの数がどんどん、どんどん上がってくるわけなんです。

ただ、前の会議のときにもお話しさせていただいたように、本当にこれからどれだけの数が掘り起こされるかというのは、なかなか我々把握はしづらいところがあるんですね。ですので、掘り起こし調査が100%近くになった段階で、はじめて最終的な数が確定していくわけなんですけれども、現時点でまだ数がかなり膨大な、愛知県においては何万台という、まだ万の単位で調査をしなければならないことになっておりますので、個別にこの1台がどれだけの進捗をしているのか、PCBの届け出はあったけれども、それがJESCOへの登録がされているのかと、そういうような細かいところまでなかなか把握するには至っていないのが現状でございます。

【委員長】 掘り起こしが大変というのはよくわかりますので、JESCOのデータを含めて、全体として一元化できる形で皆さんに見ていただけるような工夫を考えていただきたいと思います。いかがですか。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 その点に関しまして、自治体の皆様で集計いただいた届け出情報と、JESCOにおいて登録されている情報の突合作業というのは、昨年度から開始をしております。まず、その期限が迫っている北九州事業エリアでそれを自治体個別の皆様と共有させていただくということから始めております。北九州事業エリアでは、もう掘り起こし調査もほとんど終わっておりますし、残りの掘り起こされて届け出がされた人たちがJESCOに速やかに登録をして、これが一致すれば全てが掌握された状態になるということですので、そういった作業をしております。

これにつきまして全エリアで、ほかのエリアでも実施するというのは、本年度から順次実施をしております。現在は、まず機械的にその照合をして、まだ差というのが非常にありますので、ここについて期間内にしっかりと指導してそこを同じ値になるように進めていくということを現在、始めているところでございます。

きょう松田委員長に御指摘いただきましたので、そういった数字も明確に共有できるような形で作業を進めていきたい。これについては、環境省とJESCOで進めていくことでございますし、自治体の皆様にも協力いただいて、できるだけ速やかにリア

ルタイムに共有できるような形にしていきたいと思っております。

あと、もしよろしければもう1点だけ補足で、先ほど吉田さんからもお話がありました掘り起こし調査の話でございます。先ほど委員から御指摘いただいたとおり、これでどれだけ見つかるのか、その作業の進捗だけではなくて、結果の進捗もこの豊田市がやられているような形で出せるようにということでございますが、こちらについては、先ほど説明があったとおり、なかなか難しいところでございますので、我々としても、まず北九州事業エリア、これは全ての事業者に対して PCBが入っているものがどれだけあるかという調査を終えております。この状況で100%調査した結果、どれくらい出てきたのかというような分析を今、開始しているところでございまして、こちらについては、年度末にとりまとめる予定でございますので、そういったものがまとまりましたら、各エリアで共有させていただいて、それが、地域によって差はあると思いますけれども、ある程度、それくらい掘り起こされるんだなというような相場観として持てるような形になってくるかなと思っております。

こういったデータをできるだけ多く集めて、それぞれの自治体の皆様の取り組みの指標にできればと思っております。

【委員長】 差し出がましいかもしれませんが、私は、結果よりも途中のプロセスが大事だという認識を持っております。本安全監視委員会の委員の皆さんもそのような思いだと思います。ホットな情報が早く皆さんに伝わり、PCB処理促進につながれるように皆さんで協力していきたいというのが趣旨でございます。御理解ください。

そのほかいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【F 委員】 御報告いただきましてありがとうございます。今回御報告いただいた内容に関していいますと、これはある時点での結果資料だと思うんです。昨年の6月末に届け出をしたということは、一昨年度の結果ですので、タイムラグが大分出てきております。その時点での数字でございますし、今後、本当に豊田事業所がもうこれで処理完了というまでに、これが全部処理しきれぬのかどうかという、今後の進捗というのを見る指標にはならないのかなと。結果、今、これだけですよという指標になっています。

ちょっとお聞きしたいのが、行政のお仕事としては、この未定をこの30年度、31、32、33 というところに数字を持ってくるのが自治体のお仕事かなと、事業者に促し

て何年度に処理をするよというのを明確にするのが自治体の仕事だと私は思っておりますし、その後ろに参考で付けていただいていますこの掘り起こし、これをしっかりそれぞれの宣言された年度でやりきっていただくというのもお仕事なんだろうなと思います。

となると、この先どうするのという指標がないと思うんです。これは結果指標になってきますので、例えば未定の数でいくと30、31、32、33年、あと4年度ありますので、それを4で割って毎年に振っていったとすると、それをじゃあ本当に振ったその年度でやりきれんのかどうかです。

【委員長】 そういうことですね。アクション・ロードマップがほしいということですね。

【F 委員】 資料を最初に読み込んだりしましたが、この後、環境省が御説明されると思いますが、北九州で進捗管理表というのをどうもやれているみたいなので、そういうものを早く環境省から豊田エリアの自治体にも展開いただきたいと思います。

我々事業者だと、こういう数字は月次で管理しています。例えば年間500やりますと言ったことに対しては、月割りにすると1カ月どれだけやりますか。それについて、必ず目標値に対して結果を書く。結果に対してきちんとレビューします。担当者、上司、そのまた上。それで四半期、年度においてもう一つ上の上司、例えば部長であったり工場長であったり、役員であったりとかいうような形で。各自治体でも、課長であったり室長、もう一つ上の部長であったりと上に上げて確認するぐらい、やはりこの進捗管理の状況というのを、しっかりと環境省主導で各自治体で統一の諸表をつくっていただいて、そういうのをここで都度御報告いただいたほうがいいのかなと思います。もしくは広域協議会でもいいですが、4県7市の皆さんが同じ状況で同じ進捗管理ができるようなものがあると、我々としてはものすごくありがたいです。

特に掘り起こしの状況で見えていくと、これは愛知県はものすごい数だと思います。今からやらなきゃいけない数字が1万件弱。納期を見ていくと32年の6月ですから、あと2年半ですよ。2年半で1万近くという話になってくると、年間4,000事業者数ですか、それだけの会社に愛知県の方がアクセスして掘り起こしの声かけをしてくれなきゃいけない。多分、下駄を投げるだけじゃなくて本当にアクセスするととなると、ものすごい数になるのでそれだけの数をやりきれんのか。そこは細かい進捗管理をしていかないと、どこかでもう最後にたまってマンパワーが足りませんでしたという話

になって、結果、足らなかったというご報告をいただいても、我々は安心できないので、途中の段階で足りないんだったらじゃあどうするんですかと。例えば環境省から応援をもらうのか、他の自治体から応援をもらうのか、ちょっとそんなやり取りができるとは思いませんけども、何かそういうような、おこなっている自治体には何らかの形でそういうフォロー、サポートができるような、何か進捗管理できるものを作っていただくといいのかなと思います。

ぜひともちょっとそういう論点で、我々は ISO14001 (EMS) 管理なんかはそういうのできっちりやっていますので、自治体もそのあたりを一度参考にさせていただくといいのかなと思いますので、ぜひとも行政のほうとしてお取り組みいただけるとありがたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

環境省のほうからも何かありましたらお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 倉井さんがおっしゃるとおり、まずそういった進捗管理をしっかりしていくというのが重要だと思っておりますし、我々としてまだ十分ではないと思いますけれども、まず目標期日を定めてやっていくというところで第一歩を踏み出したというような状況でございます。

北九州事業エリアにおきましては、法改正をしてから1年ちょっとしか時間がなかったということもありますので、そういったところについては、先ほど申し上げたとおり届け出事業者数と登録事業者数を確認して、未登録の事業者数がどれくらいあるのか、そういったところがどれだけ登録までつながっていつているのか、未登録事業者数がどれだけ残っているのかといったところは、月次管理をさせていただいて進捗を見ていったというところでございます。

ほかのエリアに関しましては、北九州事業エリアに比べればということでございますけれども、もう少し時間がありますので、まず北九州事業エリアに特化した形で取り組みをさせていただいておったという状況でございます。ここから得られた教訓を、また北九州事業エリアに比べればもう少し時間がある中で、より計画的にやっていけるような取り組みの仕方というのがあろうかと思っておりますので、そういったところは自治体の皆様とも相談しながら、どういう形でやっていくのが一番効果的・効率的なのかというところを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 よろしく願いいたします。

それと、掘り起こしには、従前の PCB 廃棄物と、それから新たに加わった電気事業法に關係する PCB 含有廃棄物の掘り起こし調査、さらに登録が混同していてわかりづらいところがあります。いずれにしましても、掘り起こしは大変であるのは事実です。さらに大変なのは、掘り起こしから登録へ移行していくということが非常に重要です。その点につきまして、豊田市の取り組み状況について御紹介いただけないでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 それでは、豊田市が早期登録に向けて、相手方へのコンタクトから処理完了まで、その時点その時点でいろいろ注意していることなどを簡単にお話をさせていただきます。

まず、相手方へのアポとりやヒアリングを行うに当たり、やはりどこも一緒だと思えますけれども、連絡をとるに当たりよく相手方の現状を把握しておく必要があるということは常々心がけております。また、平成 26 年度から、環境省からいただきましたリストをもとに、相手方へコンタクトを一生懸命とりまして、その中でいろいろ気をつけながらやっているという状況でございます。

その時点で、相手方の皆さんにはいろいろ御協力をいただくこと、それからこちらも努力することもあります。どうしてもまず処理をしていただく PCB 廃棄物の銘板等が必要になるものですから、こういったものにつきまして、相手方の皆さんに判断していただいたり、相手方から情報をいただいて、もしその辺がだめだったら私どもが現場のほうへ伺って、まずその銘板がどういう状況でどういったものか、わからなければ、JESCO と同時に相手方の事業所へ立ち入りをさせていただいて、その中で私どもの方へ出していただく届出と、JESCO に出していただく登録書などを説明させていただくと、相手も 1 回で書類ができてしまいますので、三者とも非常に楽になります。そういったようなところも気をつけながらやっております。

それからあと、いろいろやらせていただいた中で、参考事例になるかどうかわかりませんが、相手方にいろいろお願いをしたんですけれども、銘板がわからないものだったものですから、私どものほうで現地へ伺って、その銘板を写真に撮らせていただいて JESCO に送って、これが高濃度だよというのがわかりまして、高濃度を前提に JESCO と合同で立ち入りをさせていただいて、JESCO から登録や処理の経費などの説明をしていただいたことにより、相手方も処理までの具体的な流れがわかったという事案もございます。

環境省の前で失礼ですけれども、法律で事業者は動いてくれないです。こちらが入って行って、行政が、一応看板がありますので、そういったことが必要だよということを相手方にお伝えして、相手方がそういうものかなと思ったところで、間を置かずに次のステップへ進めていくということが非常に必要かなということを、経験的に感じております。

【委員長】 個別訪問をされて、そこで話し合いされたということですか。

【豊田市環境部(中野廃棄物対策課長)】 はい。担当者が非常に頑張ってくれまして、なかなか自分のところの業務が忙しいと「後にしてくれ」ということが往々にして起こりがちなんですけれども、担当者が粘り強く、とにかく行かせていただいて、「状況を確認させてください」というようなことをお願いして、少しずつ進んだ結果が今の状況かなと思っております。

【委員長】 豊田市の取り組みの実績例を広域協議会のほうでお話されてらっしゃいますか。

【豊田市環境部(中野廃棄物対策課長)】 すみません。いろいろ「頑張ってください」というお願いはしておりますが、まだ横展開はできないところです。

【委員長】 この委員会で言うべきことではないと思いますが、豊田市の取り組みがうまくいっているように思いますので、これを一つのエグザンプルとして、広域協議会のほうでも紹介されるとよいと思います。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室(吉田室長)】 今回、豊田市が99%以上ということですので進捗率で掘り起こし調査をやられているということは、我々ほかの自治体にとってもすごくうらやましい限りの進捗ですので、そういったところで参考になればということで、次の機会でも考えていますけれども、広域協議会の場でいろいろ状況提供いただきたいということで検討させていただきたいと思います。

【委員長】 ではそのようにお願い致します。

済みません、長く時間がかかっております。少し延長させていただいてもよろしいですか。4時15分ぐらいまでに何とか終われるよう頑張ります。よろしいでしょうか。

ただ今はいろいろと重要なポイントを皆さんから御指摘いただきました。早く掘り起こしを行うと同時に、登録につなげていただきたい、ということでございますので、環境省の目指すPCBの早期処理の促進に皆さん御協力いただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（3）「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取り組みについて」、環境省からお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 時間の関係もありますので、手際よく御説明させていただきます。

まず資料3-1を御覧下さい。こちらは、今年度直近と来年度以降、環境省、国としてどういうふうな取り組みをしているかといったものの御紹介の資料でございます。

下のところ、周知・広報の取り組みでございます。掘り起こし調査は、皆様に多大なる労力をかけてやっていただいております。これは、もともと届出されている9割近い廃棄物に加えて、抜け漏れのない最終確認という位置づけで掘り起こし調査をしていただいておりますが、さらに広く周知することで、より一層抜け漏れをなくすというような取り組みをしております。

これまでの取り組みといたしましては、点線で囲っておりますけれども、この法改正を受けてから、政府全体で取り組むということで、関係省庁から全ての業界団体に対して周知をするということで、これは現在まだふえておりまして、約1,020団体まで現在の時点で周知をさせていただいております。文書にてそれぞれの業界団体に周知し、その下部組織に全国にPCBの問題を周知していただくということをしております。

また、チラシ、ポスターも、ここに書いてある量からさらにそれぞれ10万部ずつぐらい増刷をしておりますが、関係団体に掲示していただくなどの周知を進めていただいているということでございます。

また、環境省でもこういった情報を一元的に見られるようなサイトの作成などをしております。

また、今後の取り組みということで、こちらについては、もう既に実施しておりますけれども、ウェブ広告での活用や、期限が迫っております北九州の中国・四国、九州エリアでは、テレビCMなどをさせていただいて、これにより気づいた方というのもいらっしゃるというような状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、政府の率先実行の取組状況でございます。こちらにつきましては、昨年度の閣議決定計画に基づきまして、各省庁が率先して取り組むための実行計画を作成しております。これに基づきまして、昨年9月には、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーは各省庁全てが状況を把握し、全ての廃棄物につい

て処理、または処理の見込みが立っている状況を確認しております。

今後の方針といたしましては、他のエリアにおきましても、処分期間に率先して同様の最終的な確認を行っていくほか、この安定器・汚染物についても率的な調査方法を検討して確認を進めていくと。また、この取組状況については、毎年度秋ごろに公表するというようにしております。

下のところが、環境省の地方環境事務所における 30 年度の定員要求ということでございます。後ほど御紹介いたします中国・四国、九州エリアでの取り組みでは、地方環境事務所の体制を大幅に増強させていただいて、自治体、JESCO、経済産業省と連携して取り組んでおりましたが、この体制を全国に広げていくために、平成 30 年度も倍増させるような定員要求をさせていただいております。

具体的にこのエリアにつきましては、静岡県を管轄させていただいている関東地方環境事務所に 1 名増員をいたしまして、中部には今年度から 1 名がついているところで、2 名の体制になっております。また、この任期付き職員の増員のみならず、既存の職員にも併任をかけまして、本日参っております課長の水原、また担当の補佐ということで、中部事務所でも体制を確認いたしまして取り組みをしているという状況でございます。またこれについては、来年度以降もさらに増強を目指したいと考えております。

次のページにいただきまして、来年度の PCB 関連の予算案ということで、文字が非常に多く見づらいところがございますけれども、全体のところが上の赤いスライドでまとまっております。こちらについての説明は省略させていただきますが、来年度も今年度に引き続きしっかり予算を確認して取り組みを進めたいと思っております。

特に 1 つ目の PCB 廃棄物適正処理対策推進事業、こちらについては、約 1 億 4,000 万となっておりますけれども、こちらの予算を活用させていただきまして、先ほどの地方自治体の皆様が行われる掘り起こし調査について、例えば掘り起こし調査の調査票を送った際に問い合わせが殺到する際の問い合わせ窓口を代行させていただくような窓口設置ですとか、掘り起こし調査に現場に行く際には、PCB 廃棄物の同定・確保がしやすいそういった知見のある専門家を同行させるといったような支援をやらせていただいております。

もう 1 点御紹介させていただきたいところといたしまして、最後の紙の表面の一番

下のところでございます。設備の高効率化改修支援事業ということでございまして、こちらにもまたちょっと字が多くて見づらいのですが、一番右下の2、PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業、こちらにつきましては、今年度から実施しているものでございますが、PCBを含んでおります照明器具が見つかった場合には、それを交換する際の工事費用、照明器具費用の2分の1を補助するとともに、来年度からは、新たに、まず照明器具にPCBを含有する安定器が使用されているか否かの調査を行う費用についても10分の1の補助をさせていただくということになりますので、自治体の皆様が掘り起こし調査をされる際には、こういった事業も紹介いただいて、できる限り確実な確認をお願いしたいと思っております。

資料3-1の御説明は以上でございまして、続きまして資料3-2の御説明をさせていただきます。

「環境省地方環境事務所と関係者間の連携について」ということでございまして、環境省は本年度から地方環境事務所にPCBの専任の職員を配置し、また併任の職員を配置するというので、この処理について皆様関係者と連携を強化するというこの取り組みをさせていただいております。

具体的には、北九州事業エリアに当たります中国・四国、九州に専任の職員7名、併任の職員6名、計13名の体制を構築いたしまして、さまざまな主体との連携をさせていただいております。

1つ目が、自治体との連携ということで、まず連携体制の構築ということで、このエリアは17県、20の政令市がございまして、上期にそういったところの皆様とまずいろいろな相談をさせていただいて、今後の進捗管理の方法を共有させていただいております。また、必要に応じてJESCOとの三者での共有をいたしまして、特に下期においては、月1回しっかりと進捗管理をしていくような体制を確保しております。

また、窓口業務といたしましても、PCBに関するワンストップの窓口として、さまざまな問い合わせに対応する形をとりました。

具体的な調査についての支援の形でございますけれども、未確認の事業者、掘り起こし調査は基本的にはアンケート調査をベースにやっておりますけれども、回答に不明と回答される方とか、未回答の方がございます。そういった未確認の事業者について、この体制を整備した4月時点で386ございましたけれども、その事業者に環境省の職員も一緒になって調査を行いまして、7月までに全ての事業者の確認をさせ

ていただいているということでございます。

また、そのような取り組みを通じて発見された PCB 廃棄物については、JESCO に速やかに登録・契約をしていただくということになりますけれども、こういった事業者に対しては、一義的には自治体の皆様から指導いただくということで進めていただきながら、面会拒否や、一定期間以上、例えば 1 カ月以上進捗がないというものを管理させていただいて、そういったものについては JESCO の登録に当たってさまざまな取り組みを、自治体、JESCO の皆さんとともに訪問するという事で、この期間中に約 130 の事業所に訪問させていただいて、根気よく説得をするということで、JESCO 登録の支援をさせていただきました。

また、抜け漏れがないかというのを確認の観点の一つといたしまして、電気絶縁物処理協会、我々は P 協と呼んでおりますけれども、これは国主導で処理を始める前に、民間で PCB の処理を試みていた頃に、保管事業者を把握していた当時の台帳がございます。過去の台帳を見比べまして、JESCO で処理がされている履歴がないか。ないところについては、現存する事業者に対して訪問するというような形で、問い合わせがあった自治体には環境省も一緒に協力をさせていただいたということでございます。

また、今年度末までに処分いただけない場合には、来年度行政処分、改善命令や代執行なども用いて処分をしていくということになりますので、これについては事前に状況の把握、処分費用の把握などをして、来年度早々から実施ができるように情報を把握することを自治体とともにやっております。

裏面に進んでいただきまして、2、産業保安監督部との連携でございます。

先ほど松田委員長から少し言及いただきましたけれども、昨年度の法改正に合わせまして、電気事業法も改正しております。経済産業省の出先機関であります産業保安監督部でも、使用中の電気工作物について廃止を促していくということで、こういったところとの連携も強化しております。

2 つ目ですけれども、こちらについても、電気事業法の届け出で廃止の見込時期というものを書いてもらっております。また、届け出情報は全体で 3,100 件ございました。これについて JESCO の未登録事業所を抽出いたしまして、こういったところを速やかに JESCO の登録作業をするということ、環境省も一緒になって取り組んでおりました。

また、使用中のところでも、連絡がとれないですとか、廃止を拒んでいる、その廃

止の見込時期が書かれないものについては、環境省も一緒になって処理の説得をしていくということをしております。

また、JESCO とは、先ほどの説明の中でありましたように、ともに協力をしてやらせていただいたということでございます。

ここまでが北九州事業エリアでの取り組みでございますけれども、こういったところでの教訓をしっかりととりまとめて、環境省の地方環境事務所の体制でも横連携を強めて、具体的には来年度明けにまた研修などを本省が行って、各エリアでも同じような取り組みを、また計画的に取り組めるような取り組みを進めていきたいと考えております。

現時点ではありますけれども、中部地方環境事務所の取り組みの見込みということで、現在のところの説明をさせていただきます。

【環境省中部地方環境事務所（水原廃棄物・リサイクル対策課長）】 中部地方環境事務所の廃棄物・リサイクル対策課長の水原と申します。よろしく申し上げます。

現状としては、昨年4月から定員はついていないものの実員がいない状態で、結果として、個別の自治体からの御相談について御相談を受けるといって、どちらかという受け身のような状況にありました。もちろん人の確保に努めていたところですが、なかなか難しいところがありました。

そうはいても、泣き言を言っても進みませんので、今いる職員で、来年度は業務分担を変えて、PCB を主に担当する職員を配置することによって、九州エリアでやっていたような取り組み、きょうの御議論、御指摘を踏まえると、進捗管理とかそういうことが優先度が高いかなと思っておりますが、そういうことを進めていきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。ただいまの環境省の御説明につきまして、皆様のほうから御意見、御要望ございますでしょうか。

では私のほうから1つ、先ほど PCB の LED 化で補助をしていただけたという話がありましたが、先ほど来議論になっている PCB 早期処理の促進においては、早期登録が重要だと思います。掘り起こしはもちろんです、早期登録をして JESCO のほうで早く処理をしていただくことが非常に重要です。そこで、例えば早い時期に処理をしていただいたところにはインセンティブを与える、というような仕組みはありませ

んか。ぎりぎり期限まで持たれてしまうものをもう少し早くするなどしないと、先の見通しが立ちにくいと思いますが、そのような議論はありませんか。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 今、御指摘いただいたとおり、やはり早く行うインセンティブというのは極めて重要だということはありません。過去は、できるだけ早く登録いただくと、JESCO としても搬入調整ができるということで、数パーセント処理費用を軽減する早期登録というのがありました。それはもう終わってしまっております。これからさらに割引くというような議論は、実は国のほうではしておりません。有識者の検討会等で議論されていたのは、むしろ遅くなった場合に値上げをするということがあり得るのかどうかという議論がございました。ただ、値上げをすると、より一層掘り起こしに非協力的になるとか、処理ができなくなるというような…。

【委員長】 それは期限以降の話だと思いますが、期限以前のところでやる人に対しては…。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 それは、やはり公平性等の観点とか、これまでの施策の経緯を含めて、結論としては難しいということになってございます。ですので、我々としてもいろいろ工夫をしてというところで、何かできることはないかということを考えておりまして、1つが、今申し上げたような LED の部分でございます。また、先ほど説明を省略いたしました。今年度から取り組んでいるものとして、資料 3 - 1 の一番最後のところでございます。日本政策金融公庫における貸付制度というのが開始されておりまして、こういったものについては、費用の確保が難しい方々については、政策的に必要な措置ということで、低利で融資が受けられるということで費用負担の分散をしていただくというような制度も、本年度から開始しております。

ただ、具体的な補助、処理要件の軽減というところについては、現時点では難しいと考えておりますので、むしろ期限内に処分をいただかない場合、代執行になった場合は、全額の費用を求償させていただくということになりますけれども、処理期間内であれば補助制度を、中小企業の方であれば 7 割補助、個人の方であれば 95% の補助ができるといったところがありますので、そういったところで根気強く説得をさせていただくということが重要かと思っております。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。何かございますか。

はい、どうぞ。

【G 委員】 今の話に加えますけれども、先ほども PCB 廃棄物の処理予定の未定が多かったと思いますけれども、その未定の原因というのは、1 つはやっぱり資金繰り、こういった費用負担が難しいということでの未定というのが多いのかなと思うんですけれども、ここの部分を何とか解決していかないと、この未定はずっと未定のままじゃないかと思います。費用負担の件に関しての何か具体的な解決策を考えていかないと、最終的な処理ができないのではないかなと思いますので、何か具体的な方策があればお願いします。

【委員長】 人的な支援と資金的な支援を、それも現場の必要性に即した形で、小回りのきくご支援をお考えいただきたいと思います。

【環境省環境再生・資源循環局産業廃棄物規制課（福井課長補佐）】 ありがとうございます。先ほど豊田市から御説明があったところに通ずるものがあると思っておりますが、北九州エリアで取り組んだ実感といたしましては、まずは丁寧に御説明する。制度の趣旨や廃棄物処理の必要性を理解していただくということと、補助制度についても、やはりなかなか中小企業の方々は申請用紙を書くのも面倒くさいとか、難しいとかというのもございます。そういったところをしっかりと我々のほうでサポートさせていただいてやるといたしますと、そもそもまず中小企業のその補助制度があることを知らない方が実は結構いらっしゃる。我々の周知不足ですけれども、そういったところをしっかりと伝えるということとか、金額面だけではなくて、その手続の支援をさせていただくということで御理解いただける面もございますし、今、申し上げた政策金融公庫のみならず、民間の融資制度等の活用についても、我々がしっかりと相談に乗らせていただくということで進む面というののもかなりございます。新たな補助政策というのは、今まで処理いただいた方々との公平性の観点ということもありますし、じゃあ待っていたらまた新しいのができるかなと思うみたいな、そういったこともございますので、なかなか難しいところがございますが、今、いただいた御指摘を踏まえて、しっかりときめ細やかな対応を費用面、または側面的な支援というのをしっかりとやっていきたいと思っております。

【委員長】 広域協議会のメンバー 4 県の方が出席いただいておりますが、代表で三重県から何かお気づきの点がありましたら一言、御発言いただけませんか。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物リサイクル課（池田廃棄物規制・審査班長）】 で

は、手短かに。

今回、年度集計ということで出させていただいた中で、私どもも今年はじめてさせていただいて、特にコンデンサーは未定がすごく多いです。1万何がしかの数字が出ている中、三重県は4,600ぐらい未定なんです。この内訳が、複数の事業者があるわけではなくて、たった2社なんです。その2社の保有物が膨大にあるのでなかなか年度割りができない。JESCOの処理能力もありますので、そこでなかなか割り振りができないというところもありまして、そこについては我々は今後、JESCOを含めて事業者の中に入って行って、年度を確実に、1社で四千何がしかの数がありますので、そこを割り振っていくという作業をやっていけば、この未定というのはどんどん減っていくと思います。

先ほど委員の御指摘があったように、お金の話とかも当然あると思いますので、そういったところは丁寧に補助制度等を御説明申し上げていききたいと思います。

あと、掘り起こし調査については、やはり愛知県さんを筆頭に、県単位の場合、数が多いところがありますので、やるべきこと、やれることをしっかり整理してやっていきたいと思っています。なかなか豊田市のように100%というところに数字を持っていくというのは正直難しいかと思っていますので、ここは優先的にやるべきことをやって、皆様方の御不安な点を払拭できるように努めていきたいなと思っております。

【委員長】 どうもありがとうございました。

代表でお話いただきましたが、ほかの県からもございましたら、よろしいですか。

最後に、広域協議会への要望を確認させていただきたいのですが、本日の委員会で議論いただき、愛知県から出していただいた資料2⑤の表をもう少しわかりやすく皆様に説明していただけるように、との要望がありました。これについては、安全監視委員会の場で再度ご説明いただけるということでよろしいですか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 もちろん、今日の結果を広域協議会のほうにフィードバックして、構成員とまたしっかり協議して、どうしたらわかりやすい資料ができるかも含めて検討させていただきます。

【委員長】 よろしくをお願いします。

それから、豊田市に確認ですが、未発見のPCB廃棄物はないですね。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 変圧器・コンデンサー類につきましては、この間説明させていただいた入院中の方のところ以外は、今のところ全部OKになっ

ております。

【委員長】 ありがとうございます。

次に、豊田市から議題（４）を説明していただきますが、５分ほどでお願いします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 それでは、資料４－１をごらんください。

昨年末の第２回安全監視委員会から約３カ月で４回の立入検査を行い、１月には運転状況の確認、それから１月３１日と２月２８日には、水質から大気の行政検査を行っておりまして、２月２日に廃棄物処理法に基づく書類検査を行いまして、いずれも問題ございませんでした。

次のページをお開きください。平成２９年度 PCB 環境モニタリング調査の状況で、まず２ページでは、どんなところでやったかということにつきまして出ておりますので、これは場所的なものとして御覧いただければと思います。

３ページに、２９年度冬季の調査結果が出ておりまして、大気、河川水質及び河川底質、土壌は冬季はございませんが、問題ございませんでした。今後も継続して PCB 処理施設の稼働に伴う環境影響の監視をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

４ページ、５ページでは、経年の状況をあらわしたものをグラフ化しておりますので、また御覧いただければと思います。

それから５ページの３、収集運搬事業者への指導についてということで、先ほど JESCO の報告の中にありましたように、この違反例に対しましては、市と協定を締結しております全 21 の収集運搬事業者に対しまして、この事例を周知するとともに、協定を始めとした基準の遵守を再徹底するように文書のほうを出しております。

この違反事業者につきましては、先ほど申しましたように、この再発を防止するためのいろんな計画につきまして出していただきまして、その内容を確認しておりますので、よろしく願いいたします。

それから４番で、豊田市 PCB 廃棄物処理計画の変更についてということで、第１回で大まかな話をさせていただきまして、その後、委員さんに御意見等いただきまして、第２回の安全監視委員会で方向性につきましてお話をさせていただいたものが、別紙についておりますこの「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の平成 30 年 1 月第 2 回変更分ということになります。

これにつきましては、前回お話したように、３点ほどの変更がされておまして、

まず2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの下段にございますように、PCB特措法の規定による処分期間等ということで、PCB特措法の改正によりまして、これまで処理期限とされておりましたこの表の右から2番目の計画的処理完了期限が1年前倒しをされまして、処分期間ということで、豊田事業所でいきますと平成34年3月31日までが処分期間となりました。この処分期間の設定とともに、特例で1年間の猶予期間があるよということで、特例処分期限日というのがこれまでの計画的処理完了期限と同じ日にちで設定されたということでここに書かせていただいております。

同じように、大阪処理事業所でお願いしております特殊コンデンサーの一部だとか、北九州の処理事業所でお願いしております安定器等・汚染物等につきましても、それぞれ1年前倒しをされた期間について記載させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それから、あと2点の変更点につきましては、12ページ、13ページをお開きください。

まず12ページの中段あたり、(3)で網かけになっておるところでございますけれども、この場でも何度も言わせていただいておりますけれども、JESCOへ計画的に搬入をしていかないと、JESCOの能力だとか、あと最後にしわ寄せがきてしまうよというようなことにつきましても、豊田市の計画の中でも計画的な搬入を心がけるということをやらせていただいております。

それから13ページ(7)の一番上のところに、立入調査権等の適切な行使ということで、PCB特措法の改正によりまして、行政が事業者に対しまして権限等が非常に強化されておることにつきましても、期限までに確実にやっていただくように努力をしていきますということが書いてございます。

この3カ所を更らせていただいて、今回のPCB廃棄物処理計画の更ということにさせていただきますので、よろしくお願をいたします。

豊田市からは以上になります。

【委員長】 ただいまの修正箇所にはポイントがあると思います。PCBの早期登録と掘り起こしの進め方については、くどいですが、豊田市が持っているノウハウを広域協議会のほうで紹介し、少しでも皆さんの参考にしていただいて、一致団結してやっていただきますようお願いいたします。

以上ですが、皆様のほうから、豊田市に限らず、全体を通して何か御意見ございませんでしょうか。

【I 委員】 早く処理を進めるためにいろんな提案がなされましたが、広域協議会の協力が絶対不可欠です。年数開催されるようですが、迅速に進めようと思うと、金子委員から出たように4回、5回と開催しないといけません、これは難しいことだと思います。この委員会では、緊急を要する課題を解決するために、作業部会というちょっとフットワークの軽い部会をつくって、その中で数回議論して全体会議に提案するという形をとっています。ワーキンググループがせっかくあるので、これをうまく使って、迅速にいろいろなことを回せるように考えたらどうでしょうか。

【愛知県環境部廃棄物監視指導室（吉田室長）】 ありがとうございます。確かにワーキンググループということで4つぐらいあって活動しているといったところでございますけれども、この活動内容で、今回言われた早期処理に向けての対応といった観点から、新たなワーキンググループをまたつくるということも視野に入れながら、事務局として構成員の方たちと一緒に検討を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 先ほどの説明の中で1点忘れておりまして、申しわけありませんでした。

前回の委員会で小口委員から問い合わせのございました PCB 濃度、夏場が高くて冬場が低いということの原因はということですが、これは環境省が全国で行っている環境調査、それから市で委託しております環境測定業者からの回答も、やはり全国どこでも PCB の濃度につきましては夏場が高くて冬場が低いというのが共通しているようで、これにつきましては、PCB が揮発性のある物質で、夏場の気温が高いときには大気中に拡散しやすいのではないかということでございます、豊田市としましては、これまでの環境調査結果が全国の結果よりも非常に高いという状況ではない中ではありますけれども、今後も調査を継続していきまして、異常があればすぐに対応していくということで、地域の皆様の安全・安心を確保してまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。そのほか、皆様方からよろしいですか。

司会が不手際で大変申しわけございませんでした。

最後に、事務局に確認させていただきたいんですけども、本日の資料は全て公開でよろしいですか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 はい、結構でございます。

【委員長】 では、委員の皆様、資料は全部公開していただいてよろしいということですので、そのようにお取り扱いください。

議事録は、いつも早く作っていただいておりますが、これも速やかに皆様の御発言内容を取りまとめていただき、それで修正・加筆等ありましたら皆様にお伺いして、その後、委員長一任でホームページに掲載ということで、こういう今までどおりのプロセスでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

【委員長】 それでは事務局、そういう形でよろしく願いいたします。

所定の時間を二十分も過ぎてしまいました。本日の議題を全て終了させていただきます。

最後に一つ、私のほうから発言させていただきたいのですが。これまで企業代表のお立場でこの委員会に長きにわたって御参画いただきましたF委員が、人事異動の関係で、本日をもちまして後任の方に交代されることになりました。F委員から一言御挨拶をお願いできますか。

【F委員】 長らくお世話になりました。私はPCBの直接の業務を担当しておったというのをございまして、企業目線で直接の困りごとといたしますか、感じている観点で、どちらかという泥臭いようなお願いが結構多くて、この会議にそぐわなかった部分もあるかと思っておりますけども、行政の方、JESCOさんは本当に真摯に御努力いただいておりますというのを見てわかりますので、今後ともぜひとも早期完了と、豊田事業所としても完全にここではもう問題ないというふうな形で終えることを祈念いたしまして、私の最後の挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。（拍手）

【委員長】 長い間、本当に御苦勞様でした。今後は、引き続き客観的にこの委員会の成り行きをしっかりと見ていただけたらと思います。後任の方にしっかりと引き継ぎをよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（岩井）】 長時間にわたりまして、委員長を始め委員の皆様ありがとうございました。

いました。

それでは、以上をもちまして、平成 29 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会
を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

午後 4 時 26 分 閉会